

規制改革実施計画

平成 27 年 6 月 30 日
閣 議 決 定

7	<u>用途地域における建築物制限の緩和②(遊休期間の別荘貸出し)</u>	住宅として建築された別荘を、その所有者が利用しない遊休期間中に他人に有償で貸し出す場合は、旅館業法による許可が必要であるが、建築基準法の用途規制においては、地域の実情に応じて、地方公共団体が特別用途地区や地区計画を活用し、条例により必要な規定を定めた場合や特定行政庁が良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて個別に許可した場合には、住居専用地域においても立地できることについて、地方公共団体に周知する。	平成27年度措置	国土交通省 厚生労働省
8	都市公園の利活用促進①(賑わい空間としての活用)	人が集まる賑わい空間として都市公園を活用する際、都市公園内における喫茶店等の飲食店や売店の設置は公園管理者の許可を受けることで可能であり、物品販売等の営利活動も可能であることを周知するとともに、これらの取組を促進するため、先進的な事例を紹介する。	平成27年度措置	国土交通省
9	都市公園の利活用促進②(住民による維持管理の取組促進)	住民参加による都市公園の維持管理の取組を促進するため、先進的な事例を紹介する。	平成27年度措置	国土交通省